

保育士資格等取得支援事業実施要綱

第1 目的

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

第2 事業の内容

1 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者(以下「認可外対象者」という。)が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設(以下「指定保育士養成施設」という。)の受講料及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

2 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設(以下「認定こども園等」という。)に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者(以下「保育教諭対象者(保育士資格取得)」という。)が「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知)別表の②及び③(以下「保育士資格特例制度」という。)により保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等及び受講する者の代替として当該施設が雇用する職員の雇上費の補助を行う。

3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者(以下「幼免対象者」という。)が保育士資格特例制度により保育士資格を

取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行う。

4 保育所等保育士資格取得支援事業

(1) 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者(以下「保育所等対象者」という。)が保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行う。

(2) 保育士試験による保育士資格取得支援事業

保育士試験により保育士資格の取得を目指す者が保育士試験受験のために要した費用の補助を行う。

5 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

認定こども園等に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者であつて、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない者(以下「保育教諭対象者(幼稚園教諭免許状取得)」という。)が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号。以下「認定こども園法等関係整備法」という。)により改正された教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度(以下「幼稚園教諭免許状特例制度」という。)により幼稚園教諭免許状を取得するために要した、幼稚園教諭を養成する大学等の受講料等及び受講する者の代替として当該施設が雇用する職員の雇上費の補助を行う。

(特例制度の対象要件については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(通知)(平成25年8月8日文科科学省初等中等教育局長通知)」を参照のこと。)

第3 実施要件及び実施方法について

1 第2の1、2、3、4(1)及び5に定める事業について

(1) 対象者

対象者は、以下の事業ごとに掲げる施設(松江市に所在する施設を除く。以下「対象施設」という。)に勤務する者とする。ただし、幼免対象者(松江市に住所を有する者を除く。)は施設への勤務の有無にかかわらず、本事業の対象とする。

また、保育教諭対象者(保育士資格取得)及び幼免対象者は、指定保育士養成施設において教科目を受講し、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること。保育教諭対象

者（幼稚園教諭免許状取得）は、大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目を受講し、教育職員免許法附則第19項により、幼稚園教諭免許状を取得すること。

対象施設は、対象者が保育士証の交付又は幼稚園教諭免許状を授与されるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

なお、保育士修学資金貸付制度や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

ア 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第01210002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

イ 認定こども園法第3条第2項第1号及び第3項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるもの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）が構成する認可外保育施設

ウ 児童福祉法第6条の3第10号に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び第3節に規定する小規模保育事業B型（以下、「小規模保育事業」という。）を行う事業所

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの（以下、「事業所内保育事業」という。）

オ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると県が認める施設

② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

認定こども園等

③ 保育所等保育士資格取得支援事業（第2の4（1）の事業に限る）

ア 保育所

イ 認定こども園

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 乳児院

オ 児童養護施設

※ 上記のいずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

④ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

認定こども園等

(2) 受講方法

対象者は、指定保育士養成施設での受講(通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制)又は大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講により保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得すること。

なお、保育教諭対象者(保育士資格取得)及び幼免対象者については、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、指定保育士養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目(同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く)に相当する教科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も本事業の対象とする。

また、過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その科目を修得することにより幼稚園教諭免許状を取得する場合も本事業の対象とする。

(3) 受講開始

本事業においては、①指定保育士養成施設又は大学等(以下「養成施設等」という。)に入学した日、養成施設等からの受講許可を得た日、③受講申込時点で入学料等を養成施設等に支払う場合には受講申込日、①～③のいずれか早い日を受講開始の日とする。

(4) 代替保育士等雇上費

第2の1の事業にあつては、認可外対象者の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士又は保育従事者、第2の2の事業にあつては、保育教諭対象者(保育士資格取得)の保育士資格取得に伴い、代替として雇い上げた職員、上記第2の5の事業にあつては、保育教諭対象者(幼稚園免許状取得)の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた職員(以下「代替職員」という。)に係る雇上費を補助する。

2 第2の4の(2)に定める事業について

(1) 対象者

対象者は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者(松江市に住所を有する者を除く。)であつて、保育士試験合格後、以下に掲げる対象施設で保育士として勤務することが決定した者であること。

なお、保育士修学資金貸付制度や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

① 保育所

- ② 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
 - ③ 認定こども園への移行を予定している幼稚園
 - ④ 小規模保育事業所
 - ⑤ 事業所内保育事業所
 - ⑥ 乳児院
 - ⑦ 児童養護施設
 - ⑧ 証明書の交付を受けた認可外保育施設
 - ⑨ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると県が認める施設
- ※ いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

第4 対象経費等について

1 第2の1、2、3、4(1)及び5に定める事業に係る対象経費

(1)第2の1、2、3、4(1)及び5に定める事業に係る対象経費は、以下に掲げる経費とする。

- ① 養成施設等の長が証明する養成施設等に対して支払われた入学料(養成施設等における受講の開始に際し、当該養成施設等に納付する入学金又は併願登録料)
- ② 受講料(面接授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。))
- ③ 上記①及び②の経費に係る消費税
- ④ 代替保育従事者雇上費(第2の1及び2の事業に限る。)

(2)以下に掲げる経費は対象経費として認めない。

- ① その他の検定試験の受講料
- ② 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ③ 補講費
- ④ 養成施設等が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用
- ⑤ 養成施設等が実施する各種行事参加に係る費用
- ⑥ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- ⑦ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

2 第2の4(2)定める事業に係る対象経費

(1)第2の4(2)に定める事業に係る対象経費は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのもののうち、以下に掲げる経費とする。

- ① 保育士試験受験講座の受講(通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時

制)に要する費用であって、当該講座を開講している事業者(以下「講座実施事業者」という。)が証明する当該事業者に対して支払われた入学料

- ② 受講料(面接授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。))
- ③ 上記①及び②の経費に係る消費税

(2)以下に掲げる経費は対象経費として認めない。

- ① その他の検定試験の受講料
- ② 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ③ 補講費
- ④ 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要となる費用
- ⑤ 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
- ⑥ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- ⑦ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

3 対象経費の算出にあたっての留意事項

(1)算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

(2)入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設等の長又は講座実施事業者が証明する額若しくは、養成施設等又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

(3)クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は、対象経費に該当しないこと。

(4)支給申請時点で養成施設等又は講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

4 受講に係る領収書について

(1)受講に係る領収書等

養成施設等の長又は講座実施事業者が、対象経費について発行した領収書又は養成施設等又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類(以下「振込証明書類」という。)とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書(クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。)とすること。

(2)領収書(又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書

等」 という。)には、次の事項が記載されていること。

- ① 養成施設等の名称又は講座実施事業者の名称
- ② 支払者名
- ③ 領収額(又はクレジット契約額)
- ④ 領収額の内訳(入学料と受講料のそれぞれの額)
- ⑤ 領収日(又はクレジット契約日)

(3)領収書等に訂正のある場合、養成施設等又は講座実施事業者の訂正印又は署名のないものは無効とする。

(4)領収書等については、確認後、原則として実施対象施設等及び対象者に返却するものとする。

ただし、必要に応じて実施対象施設及び対象者の了承を得た上で写しを取ることがある。

第5 留意事項

(1)本事業の対象者は、保育士資格の取得後、第3の1及び2の各事業に掲げる対象施設(以下「勤務対象施設」という。)において、1年以上勤務しなければならない。

(2)本事業は、対象者が保育士資格・幼稚園教諭免許状を取得し、実施対象施設における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、第2の1、2、4(1)及び5に掲げる事業については、原則、実施対象施設が対象経費を負担すること。但し、実施対象施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りでない。

第6 費用

本事業に要する費用の一部について、県は別に定めるところにより補助するものとする。